

平成29年度
保育所利用料
について

※認可保育所の保育利用料は公立・私立とも同額ですが、名瀬地区と笠利、住用地区では年齢区分と金額が異なります。

※保育所利用料の決定は、児童の入所時の年齢区分と保護者の市町村民税額を基に決定されます。

4月分から8月分は、平成28年度の市民税額、9月から3月までは、平成29年度の市民税額を基にします。（祖父母同居世帯の場合、世帯の状況等により祖父母も含めての決定となります。）

ひとり親世帯等に該当しない場合の保育所利用料について

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育所利用料金表 (単位：円)									
		名瀬地区						笠利・住用地区			
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児		3歳以上児	
階	定 義	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	9,000	8,500	6,000	5,500	6,000	5,500	5,500	5,000	4,500	4,000
3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	18,000	17,500	14,000	13,500	14,000	13,500	12,000	11,500	10,000	9,500
4-1	市町村民税 所得割課税額 57,700円未満	26,000	25,500	22,000	21,500	22,000	21,500	19,000	18,500	15,500	15,000
4-2	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	26,000	25,500	22,000	21,500	22,000	21,500	19,000	18,500	15,500	15,000
5	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	39,000	38,000	34,000	33,000	28,000	27,000	28,500	27,500	25,000	24,000
6	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	47,000	46,000	34,000	33,000	28,000	27,000	33,000	32,000	30,500	29,500
7	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	52,000	51,000	34,000	33,000	28,000	27,000	36,000	35,000	33,500	32,500
8	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	52,000	51,000	34,000	33,000	28,000	27,000	36,000	35,000	33,500	32,500

※1 入所児童の年齢区分は、保育の実施がとられた年度初日の前日で判定します。

※2 市町村住民税額を計算する場合、「住宅取得特別控除・配当控除・外国税額控除・国税電子申告(e-tax)・ふるさと納税控除・寄付金(共同募金会・日本赤十字社)控除」の適用はありません。

保育所利用料の
多子世帯軽減に
ついて

- ① 市町村民税非課税世帯については、保育所等の同時入所を問わず、第2子以降は無料となります。
- ② ①に該当しない世帯で市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(本市では第3階層及び第4-1階層)について、保育所等の同時入所を問わず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- ③ ①・②に該当しない場合は、保育所等(幼稚園含む)に同時入所している場合に限り、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

④ ①・②に該当しない世帯で、満18歳未満の児童を現に3人以上扶養しており、その世帯の児童のうち、3人目以降に該当する児童が保育所に入所している場合には、保育料利用料の軽減を受けない児童(1人入所又は2人以上同時入所の1人目)が2/3に、保育所利用料が1/2に軽減されている児童(2人以上同時入所における2人目)は1/4に軽減されます。

平成29年度
保育所利用料
について

※認可保育所の保育利用料は公立・私立とも同額ですが、名瀬地区と笠利、住用地区では年齢区分と金額が異なります。

※保育所利用料の決定は、児童の入所時の年齢区分と保護者の市町村民税額を基に決定されます。

4月分から8月分は、平成28年度の市民税額、9月から3月までは、平成29年度の市民税額を基にします。（祖父母同居世帯の場合、世帯の状況等により祖父母も含めての決定となります。）

ひとり親世帯等に該当する場合の保育所利用料について

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育所利用料金表 (単位：円)											
		名瀬地区						笠利・住用地区					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児		3歳以上児			
階	層	定	義	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間		
1	生活保護世帯			0	0	0	0	0	0	0	0		
2	市町村民税 非課税世帯			0	0	0	0	0	0	0	0		
3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満			7,800	7,800	4,800	4,800	4,800	4,800	5,500	5,250	3,400	3,400
4-1	市町村民税 所得割課税額 77,101円未満			7,800	7,800	4,800	4,800	4,800	4,800	5,700	5,700	3,400	3,400
4-2	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満			26,000	25,500	22,000	21,500	22,000	21,500	19,000	18,500	15,500	15,000
5	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満			39,000	38,000	34,000	33,000	28,000	27,000	28,500	27,500	25,000	24,000
6	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満			47,000	46,000	34,000	33,000	28,000	27,000	33,000	32,000	30,500	29,500
7	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満			52,000	51,000	34,000	33,000	28,000	27,000	36,000	35,000	33,500	32,500
8	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上			52,000	51,000	34,000	33,000	28,000	27,000	36,000	35,000	33,500	32,500

「ひとり親世帯等」とは以下に該当する世帯を言います。

- 母子（父子）世帯（児童扶養手当またはひとり親家庭医療の受給対象保護者）
- 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金の受給者を有する世帯

※1 入所児童の年齢区分は、保育の実施がとられた年度初日の前日で判定します。

※2 市町村民税額を計算する場合、「住宅取得特別控除・配当控除・外国税額控除・国税電子申告（e-tax）・ふるさと納税控除・寄付金（共同募金会・日本赤十字社）控除」の適用はありません。

保育所利用料の
多子世帯軽減に
ついて

- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯（本市では第3階層及び第4-1階層）について、保育所等の同時入所を問わず、第2子以降は無料となります。
- ①に該当しない場合は、保育所等（幼稚園含む）に同時入所している場合に限り、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

③ ①に該当しない世帯で、満18歳未満の児童を現に3人以上扶養しており、その世帯の児童のうち、3人目以降に該当する児童が保育所に入所している場合には、保育料利用料の軽減を受けない児童（1人入所又は2人以上同時入所の1人目）が2/3に、保育所利用料が1/2に軽減されている児童（2人以上同時入所における2人目）は1/4に軽減されます。